

指定給水装置工事事業者 各位

指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課  
課長 野間 口 隆  
( 公 印 省 略 )

### 給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いましたので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

#### 【主な改正内容】

##### （１）給水装置工事施行基準

- ・関係省令の一部改正に伴う、吐水口空間の一部改正（P122～P125）

##### （２）排水設備工事施行基準

- ・排水管の口径、勾配の一部改正（P70～P71）
- ・関係法令の一部改正に伴う、除害施設の水質規制の一部改正（P82～P84）  
（文言にて整理し、表 3-18 を削除）
- ・排水設備設置義務免除に関する取扱要綱の改正に伴う、冷却水等の直接放流  
についての一部改正（P104）

【運用開始日】 平成30年9月1日 施行

#### 【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523